

# 介護保険料減免（新型コロナウイルス感染症関連）簡易フローチャート

主たる生計維持者が新型コロナウイルスの影響により死亡または重篤な疾病にある

主たる生計維持者の事業収入（事業・不動産・山林または給与収入）が前年収入額の3割以上減少する見込みである

※保険金や損害賠償等の補填されるべき金額は控除します

主たる生計維持者の減少見込みの収入以外の前年の所得合計額が400万円以下である

## 減免の対象外

引き続き納付をお願いします。分割納付のご相談もお受けいたします。

凡例

はい  
いいえ



## 減免対象

申請により介護保険料は全部または8割減免になります。

【必要書類】

事業廃止届（写）

雇用保険受給者資格証（写）

給与明細書・預金通帳など

## 減免対象

申請により介護保険料は全部減免になります。

【必要書類】

死亡診断書（写）

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送による申請をお願いしています。

●対象となった方は電話・メールでお問い合わせください。申請書を郵送いたします。